令和８年度第１回

富田林市都市計画審議会

議　案　書　資　料

日時　：　令和８年７月３１日（金）午後２時００分から

場所　：　すばるホール　３階　展示室

令和８年度第１回
富田林市都市計画審議会
付議案件一覧表

議案番号	案　　件　　名	決定権者	頁
1	特定生産緑地の指定について（諮問）	市	1

議第１号
特定生産緑地の指定について（諮問）

生産緑地とは

＜生産緑地法＞
良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の農地を生産緑地地区に指定することができる。

＜都市計画法＞
地域地区の一つとして、生産緑地地区が規定されている。

生産緑地地区の決定は都市計画審議会の議決を経て、都市計画決定として行う。

◆指定の要件について

- 市街化区域内であり、現に営農されている農地
- ３００㎡以上の規模の区域

◆生産緑地地区に指定されると

- 生産緑地地区に指定されると、指定後30年間は、原則、農地等以外の土地利用は不可能
- 市街化調整区域の農地並みの課税となる。
- 相続税の納税猶予を受けることが可能となる。

特定生産緑地とは

平成８年
（1996年）

令和８年
（2026年）

平成８年指定の生産緑地

３０年

特定生産緑地の指定について所有者へ意向確認

１０年

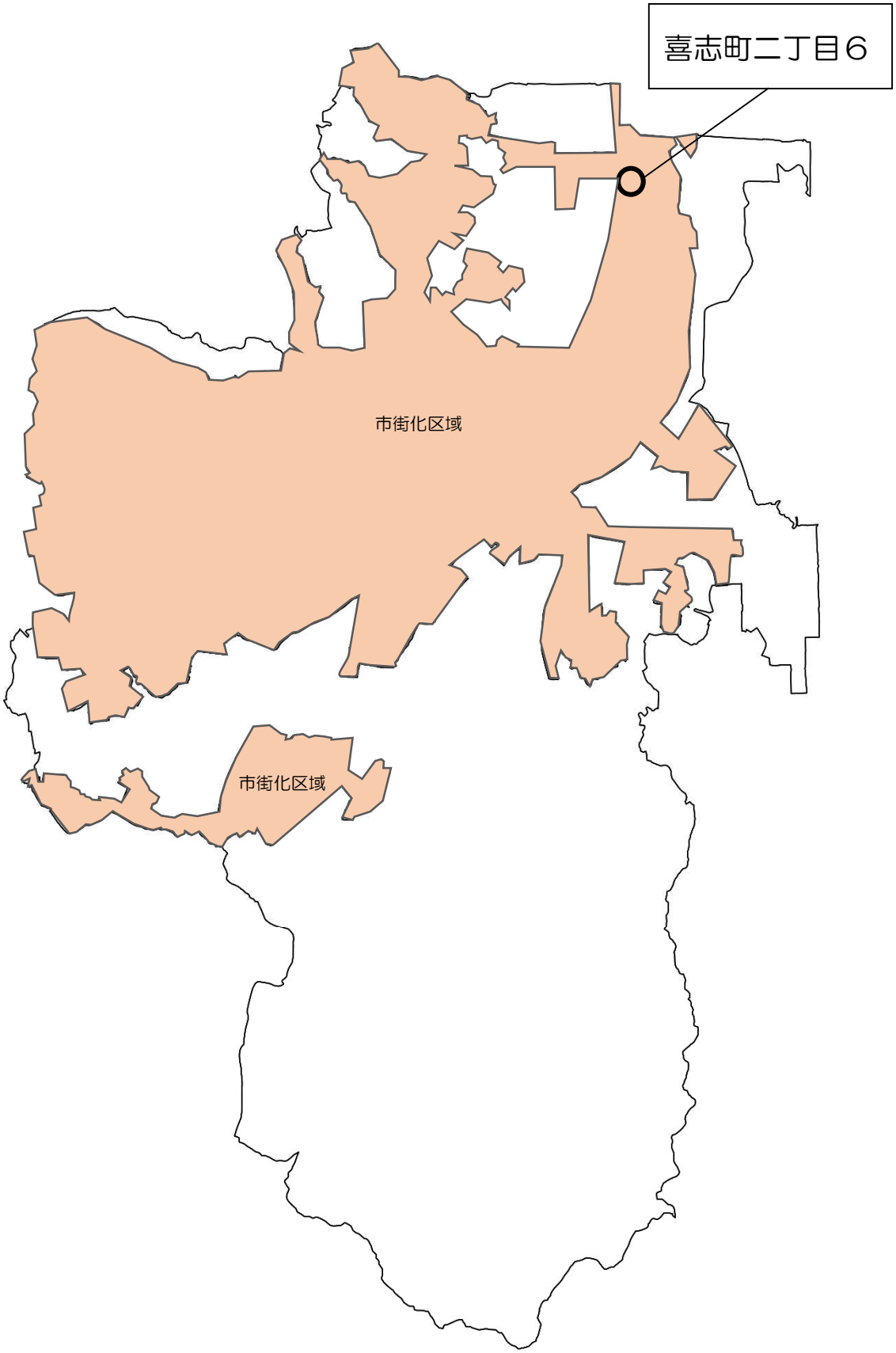
①指定
- 特定生産緑地として継続するか否か、10年毎に判断する必要がある。
- 税制優遇あり。
- 従事者の死亡等の理由が生じた場合、買取り申出が可能

②指定なし
- 買取り申出を行うまでは、引き続き営農する必要がある。
- 税制優遇なし。
（５年をかけて段階的に宅地並み課税に戻る。）
- いつでも買取り申出が可能

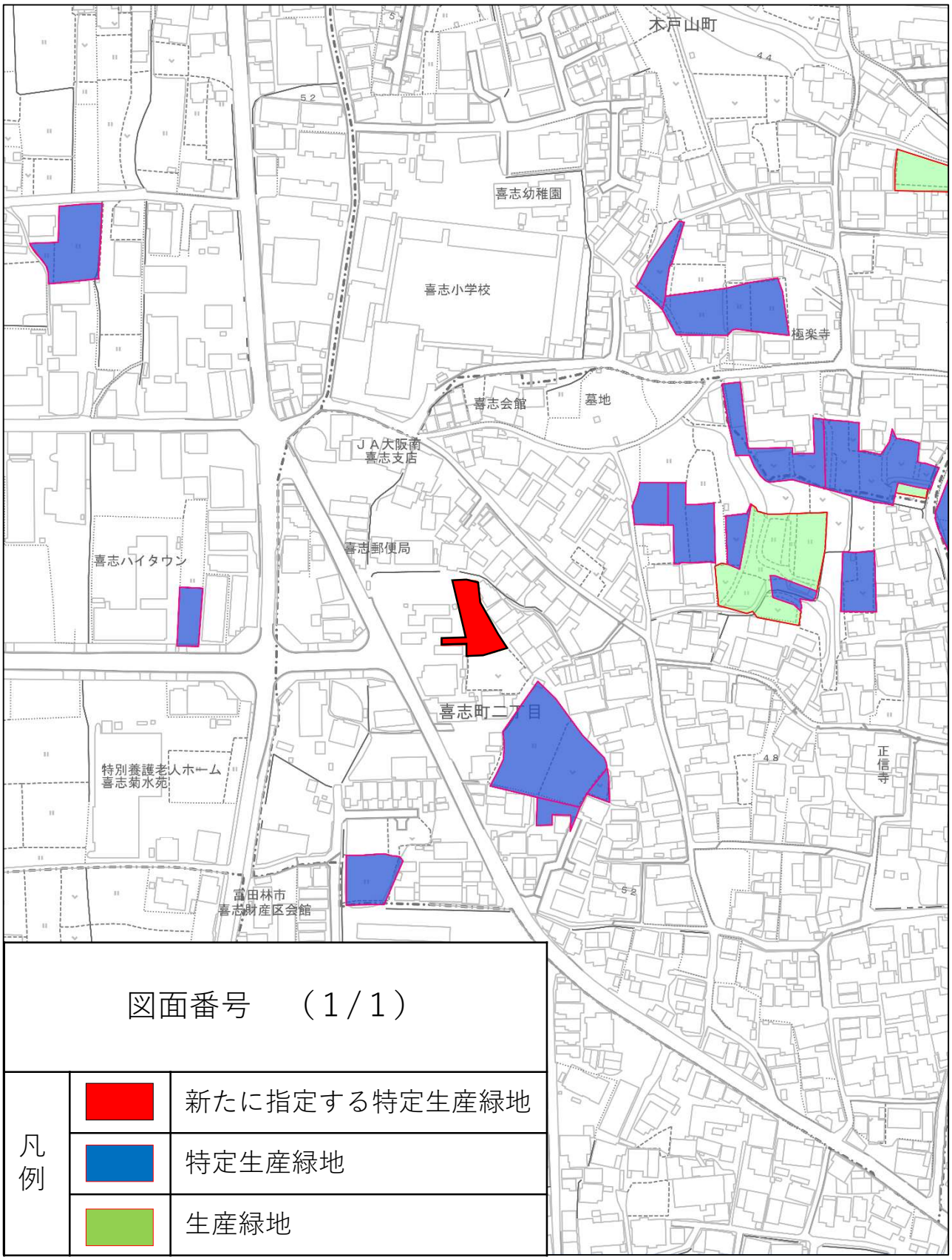
平成９年以降に指定された生産緑地

③指定から30年未満の生産緑地
- 指定後30年までに特定生産緑地を希望するかどうか判断する必要がある。
- 税制優遇あり。
- 従事者の死亡等の理由が生じた場合、買取り申出が可能

特定生産緑地の位置図



特定生産緑地の指定図



図面番号　（1/1）		
凡例		新たに指定する特定生産緑地
		特定生産緑地
		生産緑地

特定生産緑地の指定状況

現在の特定生産緑地の指定状況
（生産緑地全体：９58筆、約48.98ha、249地区）

